

愛知労働局発表

平成 22 年 3 月 29 日

担 当	需給調整事業部需給調整事業第一課	
	課長	杉本 厚
	課長補佐	三品 敏彦
	第二係長	山下 保
	電話 052-219-5587	

労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令
及び労働者派遣事業改善命令について

愛知労働局長（中沖 剛）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第 14 条第 2 項及び同法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第 1 被処分労働者派遣事業主
別添の一覧表に記載のとおり

第 2 処分内容

(1) 一般労働者派遣事業主

労働者派遣法第 14 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり）

労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり）

(2) 特定労働者派遣事業主

労働者派遣法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり）

労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり）

第 3 処分理由

別添の一覧表に記載する派遣元事業主は、労働者派遣法第 23 条第 1 項において、提出しなければならないとされている事業報告書及び収支決算書について、労働者派遣法施行規則第 17 条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、労働者派遣法の規定に違反したこと。

第 4 労働者派遣事業停止命令の内容

全ての労働者派遣事業について、労働者派遣法第 23 条第 1 項の事業報告書及び収支決算書が提出されるまでの間、労働者派遣事業を停止すること。

第 5 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣法第 23 条第 1 項の事業報告書及び収支決算書について、提出すること。

(参 考)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)(抄)

(許可の取消し等)

第14条

- 2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業廃止命令等)

第21条

- 2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分を違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

第23条

- 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

第49条

- 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条

- この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)(抄)

(事業報告書及び収支決算書)

第17条

- 法第23条第1項に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。)は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

第55条

- 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第14条第2項の規定による命令
- 二 法第21条第2項の規定による命令
- 四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

対象となる一般労働者派遣事業主一覧表

①	② 許可番号	③ 事業主名	④ 代表者の職・氏名
1	23-300833	株式会社イーエスサポート	宮本 聡
2	23-300892	株式会社DSプラネット	加藤 尚喜
3	23-020431	株式会社ケー・アイ	込山 東吾
4	23-300957	株式会社ジャコス	池田 秀樹
5	23-300136	株式会社スリーエフ	越田 政一

対象となる特定労働者派遣事業主一覧表

①	② 届出番号	③ 事業主名	④ 代表者職・氏名
1	23-190002	株式会社ヨネコム	米村 雅俊
2	23-302186	株式会社トータルウィル	平野 晴義
3	23-302241	株式会社アヤネ工業	横井 豊三
4	23-302488	株式会社GOOD STAFF	川井 吉彦
5	23-302516	株式会社ISHIDA	石田 美穂
6	23-303216	株式会社佐五七	濱地 和也
7	23-010065	有限会社華胃界オフィス	山木 英俊
8	23-020532	株式会社名西測量設計	藤谷 英昭
9	23-300420	有限会社ホンナックス	本田 広文
10	23-300480	有限会社伊東アソシエイツ	伊東 祐一郎
11	23-300599	有限会社暁商会	勝川 徳人
12	23-300692	有限会社バイトラーク	後藤 宏
13	23-301037	有限会社ベストビジネス	小川 和美
14	23-301209	有限会社システムワーク	山田 造三
15	23-302690	株式会社E-WORKS	山口 幸二
16	23-303065	有限会社TRUTH	橋本 佳憲
17	23-301741	加藤 政義	加藤 政義
18	23-300307	アイシージャパンコーポレーション	中原 豪士
19	23-300888	株式会社ソウイ	浅井 仁四
20	23-300367	株式会社イントラスト	吉田 倉植
21	23-302401	株式会社エーアールビー	山下 道章
22	23-303241	株式会社ジェイユーテック	水野 裕子
23	23-303626	株式会社プロスタッフ	中川 雅司
24	23-301423	ウィナーズ21テクノ有限会社	山本 哲夫
25	23-302270	有限会社JNJ	鶴田 ジナ
26	23-303138	株式会社アールテック	塩原 章夫
27	23-301348	有限会社アメijing	會田 珠熙
28	23-302722	エグザム株式会社	加茂 健志
29	23-303193	株式会社TYK	奥山 俊洋
30	23-303270	株式会社東興	豊原 正雄
31	23-302953	株式会社サクセス	本田 龍夫
32	23-301273	株式会社村共産業	奥村 賢治
33	23-300679	株式会社アクティブ	伊藤 隆
34	23-301622	株式会社エムアンドケイ	工藤 正美
35	23-302310	株式会社ジェンテ	林 雅彦
36	23-302047	株式会社JOT	田中 良典
37	23-302043	株式会社ガイア	大本 俊樹
38	23-300220	有限会社E&U	坂野 互
39	23-300286	福澤幸三郎(システム・サービス)	福澤 幸三郎